

苫小牧市宿泊割引事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市補助金等交付規則第24条に基づき、苫小牧市宿泊割引事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する宿泊施設（以下「対象宿泊施設」という。）を所有し、補助金の交付を決定した事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 苫小牧市内に所在地を置く施設であること。
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」及び同条第3項に規定する「簡易宿所営業」を営む者のうち、同法第3条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている施設であること。
- (3) 宿泊者に対し、商品券を直接提供できる環境が整備されていること。
- (4) 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本ホテル連盟）を遵守していること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を営む施設、又は社会通念上同号に相当する営業を営む施設ではないこと。
- (6) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年苫小牧市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者が代表者又は役員となり経営する施設ではないこと。
- (7) 研修や福利厚生を主目的として設立した宿泊施設ではないこと。

(補助対象商品)

第3条 補助対象商品は、補助事業者が販売する宿泊プランとし、割引前の宿泊商品の料金（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が1人1泊当たり5千円以上の商品（以下「対象宿泊プラン」という。）とする。

(補助金額)

第4条 対象宿泊施設に配分された交付決定額の範囲内において、対象宿泊プラン1人1泊の利用につき3千円を補助金額とし、補助対象となる宿泊回数に制限は設けないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは補助の対象外とする。

- (1) 対象宿泊プランのキャンセル料

(2) 同一者の連続した宿泊において、3泊目以降の宿泊施設利用料

(3) 感染症等により、市が本事業の開始日の延期、事業の中断、若しくは中止の要請を行った場合における宿泊施設利用料。ただし、要請前に予約受付した対象宿泊プランの宿泊施設利用料は補助対象とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の対象となる期間は、第7条に規定する交付決定を受け、市が指定した日から予約・販売されたもののうち、令和4年4月29日から令和4年7月31日チェックアウトまでの利用分とする。

2 市長が開始日の延期若しくは期間の延長を決定したときは、前項の規定による期間は変更できるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象宿泊施設の事業者は、苫小牧市宿泊割引事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(2) 旅館業法に基づく営業許可証の写し

(3) 客室総数が確認できる書類の写し(旅館業法営業許可証に記載があり、変更がない場合は省略可)

(4) 実施計画書(様式第3号)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を申請するにあたり、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により、仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書を受領したときは、審査及び必要な調査等を行い、その結果を交付・不交付決定通知書(様式第4号)により、事業者に通知する。

2 補助金の交付を決定するにあたっては、対象宿泊施設の総客室数及び実施計画書(様式第3号)による宿泊見込数に応じ、予算の範囲内において交付決定額を定めるものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から14日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(申請内容の変更等)

第9条 補助事業者が次の各号のいずれかを変更するときは、速やかに補助事業変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業者の所在地、事業者名称、代表者氏名

(2) 対象宿泊施設の所在地、名称、連絡先(TEL・FAX)、HPのURL、割引商品の販売方法などの特設HP公開情報

(実績報告)

第10条 補助事業者は、毎月末時点で事業が完了していない場合には、当月1日から末日(令和4年4月29日から30日までの実績については、5月31日までの実績に含める。)までの実績について、翌月10日までに苫小牧市宿泊割引事業補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 宿泊実績内訳(様式第7号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、交付確定通知書(様式第8号)により、事業者に対し、確定した補助金の額を通知する。

(是正のための措置)

第12条 市長は補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付の時期)

第13条 補助金は、第11条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(交付の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱に基づく指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 前条の規定において、市長は、当該取消しの部分に関し、既に補助金を交付しているときは、返還命令書(様式第10号)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第17条 補助事業者は、第15条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられた場合は、対象補助金が補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」)という。)第2条第4項に規定する間接補助金であるとき、又はやむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、対象補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき法第19条に規定する割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

- 2 事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき法第19条に規定する割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(関係書類の整理保存)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにする帳簿及びその他関係書類を整理し、かつ、交付対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(暴力団等の排除)

第19条 市長は、補助事業者が苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例(平成27年条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4項に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団等」という。)に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

- 2 市長は、補助事業者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定を受けたものが暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の返還を命ずるものとする。

(その他必要な事項)

第20条 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から実施する。